

8 日 獣 発 第 204 号
令和 8 年 10 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

「獣医師会会員証」の発行廃止について

平素より本会事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では会員サービスの一環として「獣医師会会員証」を発行してまいりました。しかしながら、近年、更新発行件数は平成 19 年度の 1,854 件から令和 8 年度には 355 件へと大幅に減少しており、新規発行件数も年間数件程度で推移しております。

一方で、物価・人件費の高騰や少部数化により、会員証 1 枚当たりの発行コストは年々上昇し、現在は発行手数料を大きく上回る状況となっております。

さらに、会員証の作成を委託している事業者から、今年度をもって当該業務の受託を終了したい旨の申し出がございました。

このような状況を総合的に勘案した結果、本会では獣医師会会員証制度を終了し、プラスチックカード形式の会員証発行を廃止することといたしました。

つきましては、貴会会員各位への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、現在発行済みの会員証につきましては、下記の有効期限の満了をもって失効いたします。

記

【会員証の有効期限】

令和 9 年 3 月 31 日 (水)

※有効期限を過ぎた会員証につきましては、各自で裁断する等、適切に処分いただくよう、あわせてご周知をお願いいたします。